

アイエム ニュース!!

夏季号

第5号

2007.6.10
発行

医師会会員の皆様へ 重要なお知らせ

新医療法人制度への対応について

新医療法の施行に伴い、現在、医療法人形態で病院を経営されている場合は、大きく分けて2つ、対応すべき事項があります。具体的な通知や様式は厚生労働省のホームページでも確認できますので、あわせてご覧下さい。(厚生労働省医政局長通知 平成19年3月30日) (尚、アイエムニュース P4 医療制度改革について④ を参照)

1. 定款を変更してください

期限:1年以内(=平成19年4月1日~平成20年3月31日)>

各医療法人の定款の一部分を変更する必要があります。どの部分をどのように変更すべきかは、厚生労働省よりモデル定款という形で例示されてありますので、そちらを参照してください。

2. 決算等の作成書類及び県知事への提出期限等が変わります

適用:平成19年4月1日以降に新たに始まる会計年度より

従来の書類に加え、「事業報告書」や「監事の監査報告書」の提出が必要です。それに伴い、県知事への届出期限は1ヶ月延長され、事業年度終了より3ヶ月以内となりました。また、県へ提出した書類については、一般の者でも閲覧出来るようになります。

医療法人	作成・届出書類	閲覧(事務所のみ)	都道府県知事への届出期限
	●財産目録 ●貸借対照表 ●損益計算書	●債権者	●2ヶ月

透明性の確保

監査報告の作成に伴う
期限の延長

新医療法施行後

医療法人	作成・届出書類	閲覧	都道府県知事への届出期限
	●事業報告書 ●財産目録 ●貸借対照表 ●損益計算書 ●監事の監査報告書	左記書類に加え ●定款、寄附行為 事務所 ●債権者	●2ヶ月
社会医療法人	上記書類に加え ●救急医療等確保事業の証明	●社員 ●評議員 都道府県 上記の者に加え ●一般の者	●3ヶ月
社会医療法人 債発行法人	上記書類に加え ●純資産変動計算書 ●キャッシュ・フロー計算書 ●附属明細表 ●公認会計士等の監査報告書		

目次

医師会会員の皆様へ 重要なお知らせ	P1
医業経営セミナー開催のお知らせ	P2,3
医療法人制度改革について④	P4
役員給与の取り扱いの整備(1)	P5
財務面から見る新しい医療法人制度	P6
医療機関にとっての給与コスト	P7
ご存知ですか?保険のこんな機能一契約の譲渡とは?ー	P8
地震への備えは大丈夫ですか?	P9
業務内容と活動理念とお問い合わせ先	P10

お
知
らせ

医業経営セミナー開催!!

① 既設の医療法人及び新設予定の先生・事務担当者向けセミナー

2回シリーズ

今年4月より施行された第5次改正医療法のもと、“新医療法人制度”がスタートしました。

これから医療法人を設立する方はもちろん、既に医療法人を設立済みの方も、今後新たに取り組まなくてはいけない項目がいくつもあります。そこで今回は、既設法人が取り組まなくてはいけないこと、新設の場合に注意しなくてはいけない点がどんなものがあるのか、また、新制度のもとで医療法人は運営面でどのような影響を受けるのか、ということを中心にわかりやすく解説いたします。

■第1回・テーマ 『新制度で何が変わった? 既設・新設医療法人が取り組まなければならぬこと』

今年度から医療法人に新たに課せられることになった事項についてわかりやすく説明します。

■第2回・テーマ 『今後、新制度が医療法人運営に与える影響は?』

これから医療法人の運営上のポイントについて、事業承継、所得の分散、生命保険の活用法などを中心に、具体的に解説いたします。

日 時 第1回:平成19年6月27日(水) 第2回:7月25日(水) 14:00~16:30(両日)

場 所 石川県医師会館 4F 小会議室

■講師のご紹介

畠税理士事務所 所長、税理士、
医業経営コンサルタント(01-0006号)、畠経営グループ代表
[株]ケイビイシー、梯船井財産コンサルタント金沢、学校法人飛翔]

畠 善昭氏 (はたけ よしあき)

名古屋商科大学を卒業後、公認会計士事務所勤務を経て、金沢市内に昭和49年畠税理士事務所を開所。現在顧問数約1,000件、所員38名。「哲学なき経営は滅びる」「企業は人によって栄える」を信条として税務監査業務以外にも相続・事業継承、M&A業務、企業再生業務、経営監査業務など熱っぽい経営を実践している。

2

ドクター・奥様向けセミナー

■テーマ『ドクターが豊かな人生を送る為の保険徹底活用術』

～「安心」という名の特典がきっとついてきます～

今回は、「保険徹底活用術」について解説いたします。多くの先生方がたくさんの保険に加入されています。しかし、「本当に自分（自院）にあった保険なのか？」「何の保険に加入しているのかよくわからない」とのご意見が多く聞かれます。最近「保険金の不払い問題」がニュースとなっているをご存知ですか？ご自身の保険の内容をしっかりと理解していかなければ、せっかく支払ってきた保険料が無駄になってしまうこともあるのです。この機会にご自身の保険の健康診断をしましょう。

日時 平成19年7月14日(土) 16:00～18:00

場所 石川県医師会館 4F 委員会室

■講師のご紹介

(株)インシュアラント・ラボラトリー 代表取締役社長
(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 取締役

佐藤 正彦氏 (さとう まさひこ)

青山学院大卒、酒類食品販売会社から外資系生命保険会社に転職。H12に、(株)リスクマネジメント・ラボラトリーに参画。数多くの生命保険会社、損害保険会社への、研修を実施。また、各地の医師会・歯科医師会・医師協同組合で認定コンサルタントとして活躍中。トータルライフ・コンサルタント 日本FP協会会員 ファイナンシャル・プランニング技能士

(株)損害保険ジャパン 金沢支店 金沢総合支社 支社長代理

片桐 達也氏 (かたぎり たつや)

青山学院大卒、安田火災海上保険株式会社入社。法人向け損害保険営業に従事。

H10年～12年 特殊法人石油公団に出向。現在は金沢市を中心として企業向けに各種保険（損害保険、生命保険、D C）の提案を行っている。

3

医療従事者向けセミナー

■テーマ『患者様サービスの向上のための接遇マナー』

～「素敵な笑顔」という名の特典がきっとついてきます～

今回は、選ばれる医療機関になるための接遇マナーについてご指導させていただきます。近年、患者様が医療機関を選ぶ目は日々厳しくなっており、そして、不満は真っ先にスタッフの対応に向けられることが多々あります。そうした中でもスタッフひとり一人が『医業はサービス業である』と言う視点に立ち対応することによって、患者様が受ける医療機関への印象が違ってきます。

まずは、接遇の基本を知り、医業におけるホスピタリティ（おもてなし）の心を目に入れる形にして届けることができるよう一緒に勉強をしましょう。

日時 平成19年7月19日(木) 14:00～16:45

場所 石川県医師会館 4F 委員会室

■講師のご紹介

(株)ハートデザイン 代表 接遇トレーナー
中村 清美氏 (なかむら きよみ)

医療機関、歯科医院、社会福祉法人、介護保険施設、調剤薬局など医療機関を中心にビジネスマナーと接遇研修を年間200回近くのトレーニングを実施。専門領域は、資質開発、心理カウンセリング、コーチング、交流分析(TA)、神経言語プログラミング(NLP)、親学などを応用してより良い人間関係づくりのトレーニングを行っている。

医療法人

医療法人制度改革について④

新医療法が平成19年4月より施行されました。それに伴い、医療法人は、定款の変更や、決算時に事業報告書等を作成・提出することが求められます。

今回は、既存医療法人の大半を占める、持分の定めのある社団医療法人（これを経過措置型医療法人といいます）を念頭に、定款変更についてご説明します。

まず、定款について今一度確認しますと、定款とは社団医療法人の目的・組織・活動などに関する根本規則であり、それを記載した書面のことを指します。どの医療法人も法人設立に際し、厚生労働省が示したモデル定款を参考にするなどして作成し、県へ提出しております。

今度の医療法改正により、その一部分を変更して、再度県へ提出することが必要となりました。

具体的な変更事項は下記のようになっています。大きな変更点としては、監事の職務の変更や事業報告書の作成・提出が明記されていることです。

なお、定款変更にあたっては、顧問の税理士等と内容についてご相談のうえ実施してください。期限は、新法施行日（平成19年4月1日）より1年以内となっていますので、平成20年3月31日です。

変更事項	変更前	変更後
役員の任期	2年とする	2年を超えることはできない
監事の職務	民法第59条に規定する職務	監査報告書の作成と提出
社員総会の議長	理事長	社員総会において選任
社員総会の開催要件	2分の1以上の出席	過半数の出席
評議員となるべきもの（財団）	理事会が推薦、理事長が委嘱	評議員となるべき者を規定、兼職禁止
会計処理	—	一般に公正妥当と認められる会計慣行
事業報告書の作成	—	会計年度終了後2月以内に事業報告書を作成、監事に提出
決算の届出	会計年度終了後県へ2月以内に届出	会計年度終了後県へ3月以内に届出

次号に続く

〔文章：税理士法人ノチデ会計 代表社員 後出 博敏（税理士・医業経営コンサルタント）〕

役員給与の取り扱いの整備(1)

改正の概要

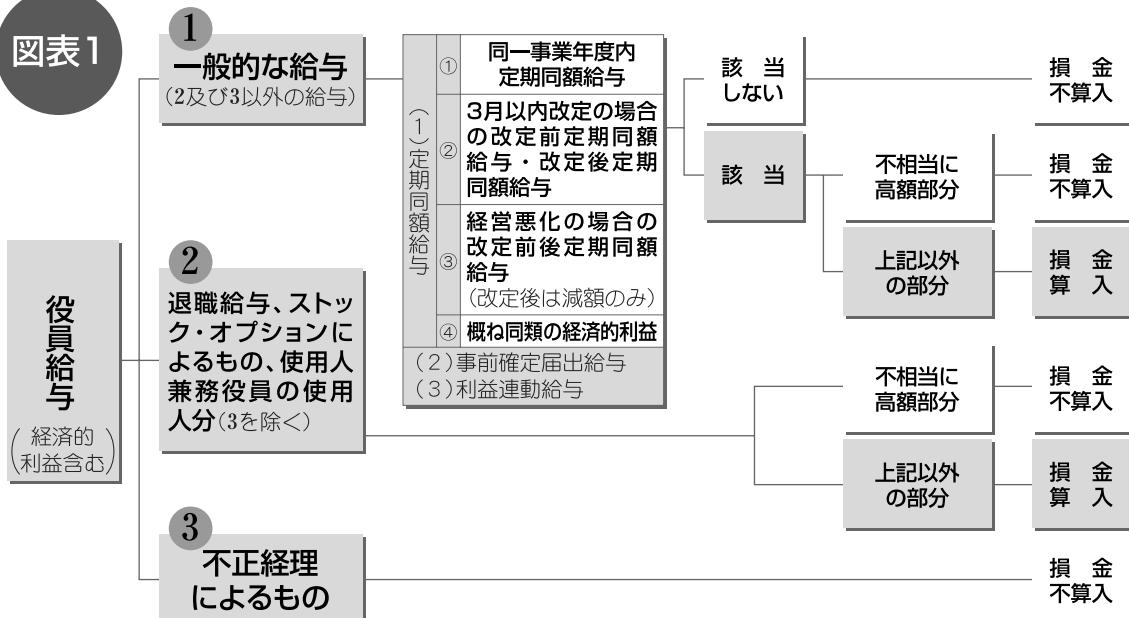
平成18年度税制改正で法人の役員給与の規定が大幅に見直され、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に整理されました。

平成19年度改正では、定期同額給与について職務上の地位の変更等により改定がされた定期給与についても定期同額給与と取り扱うことが明確化されるとともに、事前確定届出給与の届出期限についてもより実務に即した取り扱いとなります。

役員給与の損金算入範囲の概要

平成18年度改正で役員給与は図表1のように、一般的な給与としては定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に分類され、これらに該当する給与のうち不相当に高額でない部分の金額が損金算入されることになりました。また、役員退職給与、ストック・オプション、使用人兼務役員の使用人分給与についても不相当に高額な部分の金額を除いて損金算入されます。ただし、これらについても不正経理によるものは損金不算入とされます。

図表1



注1 役員給与の損金経理要件は利益連動給与のみ(役員退職給与の損金経理要件は撤廃)

注2 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の所得控除相当額の損金不算入(法人税法35条)を除く。(財務省資料より)

(1) 定期同額給与

支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与

(2) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算出される給与で、一定の要件を満たすもの

[文章:今村会計事務所 所長 今村 修(税理士)]

金融

今月
の
話題

財務面から見る 新しい医療法人制度

平成19年4月1日、新しい医療法人制度がスタートしました。

今回は財務面での留意点について触れさせて頂きます。

自己資本比率規制が廃止（法人設立認可：資産要件の見直し）

<改正前（旧医療法施行規則30の34①）>

病院・介護老人保健施設を開設する医療法人
特別医療法人



自己資本比率20%以上
自己資本比率30%以上

<改正後（新医療法施行規則30の34①）>

医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件が廃止され、「医療法人は、その開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の業務を行うために、必要な施設、設備又は資金を有しなければならない」とされた。

※資産要件の考え方については医療法人の施設又は設備は法人所有が望ましいが、賃貸貸借契約による場合でも当該契約が長期間かつ確実なものであると認められる場合には設立を認可して差し支えない、等があります。

社会医療法人は社会医療法人債の発行、募集等ができる

一定の公的要件を備えた社会医療法人は、不採算を伴うこともあるため資金調達の方法として社会医療法人債発行による資金調達が可能になりました。

社会医療法人債（公募債）発行に必要な規定の整備

（医療法第54条の2～第54条の8関係）

へき地医療や小児救急医療など救急医療等確保事業の役割を担う社会医療法人の経営基盤の安定化を図る目的から、これまでの間接金融による資金調達のほか、社会医療法人債（公募債）の発行による資金調達を認めることで安定した医業経営の実現を推進する。

公募債の発行に
必要な制度整備に

社会医療法人債発行の環境整備
会社法、担保付社債信託法などの技術的な読替規定（政令・省令）

投資家の保護

- 財務情報の開示規定の制定（厚生労働省告示）
- 財務情報以外の開示規定の制定（内閣府令（金融庁））

財政的基盤の安定化
社会医療法人の
基盤の安定化

（厚生労働省資料より）

※社会医療法人は、公認会計士、監査法人の監査を受けることが原則義務づけられます。
ただし私見ですが、小規模法人は除外される可能性があります。（現在未定）

〔文章：畠経営グループ 畠税理士事務所 医業コンサルティング部 松浦 実利〕

医療機関にとっての給与コスト

4月14日の『効果的な給与体系の考え方』セミナーでは、多数のご参加をいただきました。限られた時間の中で、お伝えしたいことを充分にお話しあつもりではありますし、いくらか省略した点もございました。本号では、労使双方にとって関心の高い“給与コスト”について、セミナーで触れなかった点を要約してご紹介いたします。

I

経営コストとしての給与

▶用途・目的別にみた「給与」のとらえ方

①人件費の適正さ

▶平均給与

②水準の高さ

▶個別給与

③格差の妥当性

▶個人別給与

医療機関にとって、人件費というのは経費の中で大きな割合を占めています。しかしながら、職員給与については曖昧な決定基準、また場当たり的な運用が見受けられる例も少なくありません。経営コストとしてその実情を把握するためには、適切なとらえ方・見極めが必要です。

「平均給与」とは、文字どおり給与総額を人数で除した数値です。言うまでもなく、これをもとに自院の給与水準について、世間相場などと比較し高低を論ずるのは的外れです。「個別給与」と「個人別給与」は似て非なるもので、「個別給与」には職員個人名は表記されません。個別給与とは、「●●職、キャリア口年の給与」といったように表され、主に給与水準の比較の際に用います。一方、「個人別給与」は自院における給与格差を分析する際に使用し、その格差に対する根拠を追求して給与体系のあり方を模索するわけです。

II

医療機関における給与体系のあり方

▶セミナーでのご紹介（要約）

結論を先に申し上げると、医療機関にとってより効果的な給与体系とは、職種別・役割別の基本給体系にあると考えます!!

右に挙げる院内の各職種は、一般的の業種と異なり転換異動が不可能です。その中で、公正な給与の決定と運用を行うためには、“職種別”に給与表を作成する必要があり、同時に格差展開の根拠としては院内における“役割”をもって整理することが合理的です。

役割とは、初任区分や専門資格の保有、キャリア年数、職位などにより、その職員が院内で担う「責任と権限」を意味します。職種の違いや組織構成員数などの違いはあれど、担う役割には大きな違いは無いのでは、と思われます。



おわりに…

- よく給与体系の改善をご提案申し上げると、「賞与」や「退職金」へのハネ返りを懸念する声をお聞きます。日々の給与と、この賞与・退職金は全く別の算定根拠としてとらえてみませんか？
- 諸手当は、基本給の果たしえない目的を補完する点で、大きな活用意義があります。必要なものを見極めて、思い切って活用しましょう!!（合理的な減額、一時的な過不足調整など）
- 自院の給与は、『何を根拠に？』決定・昇給させるのかを明らかにし、また水準も含めて『明確な方向性（ビジョン）』をもって、より効果的な給与体系を運用していただきたいものです。

[文章：株式会社ケイビイシー 益子 和幸]

ご存知ですか？保険のこんな機能その3

契約の譲渡とは？



私は不治の病にあり、私にもしものことがあると遺された子供たちに課税される相続税が心配です。医療法人で加入している生命保険を、相続税の納税に活かせるような何か良い方法はないでしょうか？

前々号、前号では、保険期間終了後の万ガードにも『変換』や『延長』という保険のもつ機能を使えば、保険金を満額受け取ることも可能ということをご紹介しました。

今回は、保険契約は『譲渡』することができ、また受け取る方法により、手取り金額が大きく変わることをご紹介します。

譲渡

生命保険は、「医療法人」と「個人」の間で『譲渡』ができます。

具体的な手続きとしては、契約者変更をします。譲渡価格は、その時点での保険の解約返戻金相当額となります。

(個人間での契約者変更も可能ですが、『譲渡』という権利移転の概念はありません。従って保険の価値は解約返戻金ではなく、過去に支払った保険料累計相当額で評価され、税法上はその財産を贈与したものと見なされます。)

例

保険金1億円、保険期間70歳までの定期保険に医療法人化と同時に加入していた理事長先生が、2年後、ガンと診断され不治を宣告される。医療法人での借入はなく、理事長先生の相続が心配な場合。

対策

生命保険を医療法人から理事長先生のお子様に『譲渡』します。

譲渡価格はこの例の場合、約120万円（解約返戻金相当額）

お子様はわずか120万円のコストで、1億円の保険金を受け取ることができます。

『譲渡』

契 約 者：医療法人 ▶ お子様

被保険者：理事長先生 ▶ 理事長先生

受 取 人：医療法人 ▶ お子様

しかも、課税関係は「一時所得」となります。

$$\begin{array}{rcl} 10,000\text{万円} & - & 120\text{万円} & - & 50\text{万円} = 9,830\text{万円} \\ & & 9,830\text{万円} \times 1/2 & = & 4,915\text{万円} \end{array} \quad \blacktriangleright \text{他の所得と合算}$$

税引後、手取り 7,542万円 ▶ 相続税50%課税を受けるより有利に。

※医療法人化の時に、個人として加入していた保険を止めて、新たに医療法人として加入したケースでは、法人化後間もなく万一が起きた場合、法人として受け取った保険金の多くの額を遺族へ移転することは困難となります。しかし、そうした場合でも保険契約の『譲渡』を上手く活用することで大きなメリットを得られる可能性があります。詳しくは、アイエム商会までお尋ねください。

[文章：(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 原 勝志]

地震への備えは 大丈夫ですか？

(医療施設の地震保険について(地震危険担保特約))

- 1 火災保険に加入しているだけでは地震による損害は補償されません！
- 2 火災保険に地震危険担保特約を上乗せすることで、地震による火災、
損壊、水災（津波等）などの損害が補償されます。
- 3 石川県は火災保険ご契約金額に対し最大**100%**の補償が可能です。
(お引受に関してはご契約金額につき制限があります。詳細はアイエム商会までお問い合わせ下さい。)

地震危険担保の 対象となるもの

建築基準法の耐震基準を満たす(昭和46年以降建設されたもの)
耐火構造(特・1・2級)の建物および収容設備・什器

地震危険担保の 対象にはならないもの

上記以外のもの(昭和45年以前建設された建物、構造級別3級
以下の建物、および収容設備・什器

保険金をお支払い する場合

- (1) 地震火災（地震後に発生した火災による焼損損害）
- (2) 地震損壊（地震による建物・収容動産等の破損損害）
- (3) 地震埋没（地震による土地の液状化等により受けた損害）
- (4) 地震破裂（地震による破裂で火災に至らないもの）
- (5) 地震爆発（地震による爆発で火災に至らないもの）
- (6) 地震水災（地震後の津波、河川の氾濫等の損害）

保険金をお支払い しない主な場合

上記『保険金をお支払いする場合』以外の損害に対しては、
本特約では保険金をお支払いしません。

右記の情報をいただければ お見積書を作成させていただきます。

- 建物の構造、建築年
- 現在ご加入の火災保険証券

※上記の「地震危険担保特約」は火災保険の特約となります。
加入に際しては必ず火災保険に加入する必要があります。

株式会社 損害保険ジャパン

金沢支店金沢総合支社

〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21 電話：076-262-2507

[文章：(株)損害保険ジャパン 片桐 達也]

(有)アイエム商会医業経営コンサルティングチームが 提供している業務内容

(有)アイエム商会が認定した会計士、税理士、プランナー等の専門家が業務を提供しております。

医業経営でお悩みの場合は、お気軽にご相談ください。

相談につきましては無料で行ってあります。

税務・会計業務

医業機関を多数顧問している会計士、税理士が会計帳簿の作成、確定申告、節税対策などを始めとして、医業経営をサポートいたします。

医療法人申請業務

医療法人の設立は一般法人と異なり専門性が求められています。平成19年4月には医療法が改正され設立可否の判断基準にも難しさが増してきます。このような環境下では、実務経験の豊富な会計士、税理士に依頼することが大切です。

リスクコンサルタント業務

生命保険・損害保険は、環境の変化(医業収益の変化、ライフスタイルの変化)に対応できるように定期的にチェックする必要があります。医療法人で保険の機能を十分に活用するには、実績・実務経験も豊富で、保険・税務の知識が高いプランナーに依頼することが大切です。

人財マネジメント支援業務

医療機関におけるヒト(職員)の問題、“募集・採用”から“退職にいたるまで”的雇用管理や人事(給与・評価)など、「しくみづくり」と運用をご支援いたします。また、社会保険労務にかかわる諸手続きのご相談や、労使トラブルなどの事前対応などを実務的にサポートします。そのほか、効果的で評判の講師による接遇マナー教育をはじめとした研修などの企画・実施も応援いたします。

病院機能評価 認定取得支援業務

病院機能評価の認定は2006年3月現在、全国1997病院。特に難しい基準が求められているのではなく、本来行われなければならないことが確実に実践されているかどうかの検証結果に対して認定がなされます。

病院機能評価の認定取得のみならず、ISOの認証取得は、その取得活動を通じて病院経営の改善に役立てていただけるよう、実績豊富なコンサルタントがシステム構築をご支援いたします。

平成19年度
医業経営セミナー
のご案内

魅力あるテーマをご準備しています。
セミナーの開催日程が決まり次第
ご案内します。
是非ご参加をお待ちしております。

医業経営
コンサルティング
チーム各種サービス
(無料)のご案内

保険管理表作成
サービス

(有)アイエム商会医業経営 コンサルティングチームの活動理念

1. 中立の立場で、常に顧客利益を優先する。
2. プライバシー保護の立場から顧客情報は秘密・厳守する。
3. 実務・保険・税務並びに関連した知識の習得に努め、顧客に最高水準の情報・知識を提供して、最善の助言をする。
4. 職業的、技術的能力を最大限に発揮し、最高の成績を獲得する。
5. 法令・業法の規定をすべて厳守する。

お問い合わせ先

石川県医師会指定保険代理店(関連団体)
医業経営コンサルティングチーム事務局

(有)アイエム商会

<http://www.sompojapan-ag.com/a/im>
E-mail : i-m@ms.vipt.net.jp
moriyoshi@ishikawa.med.or.jp

〒920-8201
金沢市鞍月東2丁目48番地
石川県医師会・日赤共同ビル2F
TEL : 076-239-3820
FAX : 076-239-3821